平成２５年（フ）第３９３号
千葉県柏市光ケ丘２丁目25番５号
破産者　有限会社天国縫製
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
金沢市野町１丁目２番31号
破産者　株式会社舟喜寝装
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１９号
徳島市東沖洲２丁目43番２
破産者　株式会社フナコシ
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２５４７号
名古屋市昭和区白金１丁目１番４号　プレザント白金902号、従前の住所名古屋市天白区保呂町2307番地　ロイヤル島田103号
破産者　椙村　　充
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０７号
長野県埴科郡坂城町大字坂城7072番地２　サンホームたき２号室、開始決定時の住所長野県埴科郡坂城町大字坂城6811番地８
破産者　柳沢　卓也
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２０５９号
愛知県稲沢市日下部南町１丁目88番地、開始決定時の住所愛知県清須市清洲2690番地８
破産者　杉山　勝広
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５５号
福岡県久留米市野中町1458番地　ハミングタウン久留米Ｄ―102号
破産者　山口　善文
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２１１号
長崎県長崎市城山町22番24―303号、開始決定時の住所長崎県長崎市赤迫１丁目７番52―501号
破産者　奥山　伸子
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
秋田県鹿角市十和田瀬田石字瀬田石８番地、前住所秋田県鹿角市十和田毛馬内字下小路41番地１
破産者　勝田　徳光
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１４５号
富山県氷見市柳田2295番地５
破産者　髙平　功夫
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２２２９号
愛知県あま市上萱津左渡９番地１　第２藤芳ハイツ105号
破産者　大塚與一郎
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２号
兵庫県西宮市名塩平成台２番地４
破産者　藤田　良子
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８２１号
大阪府門真市上島町18番２―303号
破産者　松田智恵子
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２７号
神戸市須磨区白川台５丁目７番地の２　農住Ⅰ―102号、従前の住所神戸市須磨区北落合６丁目２番１―405号
破産者　小野硝子店こと　小野　喜正
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７５号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目２番９号
破産者　古川　寿子
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８９号
兵庫県赤穂市宮前町９番12号サンシティ宮前205、住民票上の住所兵庫県神崎郡福崎町南田原1190番地39
破産者　中安自動車こと　中安　敏裕
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１５号
岩手県花巻市上似内第４地割117番地
破産者　五内川好祐
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部